

# 御所伝受考——書陵部藏古今伝受関連資料をめぐつて——

杉本まゆ子

## はじめに

古今伝受は、古今和歌集享受、歌学・歌道の追求のひとつの形である。当書陵部には、表（本稿最終頁）のごとく、古今伝受関連資料が多く存する。それらは、古今集注釈書としての側面と芸道としての側面を有し、堂上から地下まで人々に広く享受された。当部収蔵書籍にもそのさまが見て取れる。特に、堂上の歌人達は御所伝受—智仁親王から後水尾天皇への伝受を起点とする古今伝受—を至上とした。本稿はその御所伝受に関して、新しく整理を行った閑院宮旧蔵本を踏まえて考察を加えるものである。古今伝授に関する横井金男氏の名著「古今伝授の史的研究」（横井金男氏著）でも御所伝授に多くの頁が割かれしており本論も種々の学恩を蒙った。なお当部では平成十七年に恒例展示会「天皇と和歌—勅撰から古今伝受まで—」を開催した（本誌裏報欄参照）。これによつて様々な刺激を受けての論であることを付け加えたい。

「受」か「授」か。「伝受／伝授」の、どちらを用いるべきなのか、平成十七年郡上市における古今集のシンポジウムや、同年秋の和歌文学会大会においても話題にのぼつた。

古今伝受に関して最もよく引用される『古今伝授の史的研究』（横井金男氏著）及び『古今集の世界 伝授と享受』（横井金男氏・新井栄蔵氏編<sup>(2)</sup>）は「伝授」を用いており、現代、活字化されているものでは伝授が優位を占めているようである。『古今集の世界』が副題に示すように、師資相承たる古今伝受は、伝授者と享受者によつて成り立つのであるから、「受／授」は双方の立つ位置によつて変化し、書き分けるのは当然である。しかし「古今伝受」という一連の行為を表現するためにはどちらがよいのか。（書陵部では昭和二十五年に刊行した『図書叢典籍解題 続文学編<sup>(3)</sup>』において、「古今伝受は師から古今集についての講釈解説をうけつぐ伝承形式である。随つて授ける相伝と受ける伝受との二要素が必ず存し、この両者は明らかに区別せられた」と記している。よつて、『書陵部紀要』で今更このような言を繰り返

す必要は無いのかとも思うが、今一度考えてみたい。)

実際の文物に当たつてみても俄に定めがたい。というのも、以下のような場合があるからである。

古今集事伝受之

説々更以不可有聊尔之

儀此旨私曲候者可背

両神天神冥助者也

以誓状如件

慶長五年三月十九日

(花押)

」(智仁親王御誓状下書)

長岡幽斎

古今集伝授之箱目録

伝心抄天 表紙浅黄外題唐紙

(中略)

右之八色一ク、リ也

以上

慶長七年十一月十三日 智仁

」(古今集相伝箱入目録)

これらは、「古今伝受資料<sub>智仁親王伝受</sub>慶長五一年水四」(書陵部藏 五〇二一一四二〇 百十二点一下、桂宮本古今伝受資料と称す)に収められた、智仁親王御筆の文書である。細川藤孝(幽斎)に宛てた誓状案と、伝受を受け、幽斎から借用したものを返し、自身の古今伝受資料を誂えた(主に書写による)後の目録である。前者は誓状なので、「伝受」と享受者の立場で書かれるのが当然であるが、後者は、伝受を終えたばかりの慶長七年に、「伝授」を用いているのである。誓状は手本通りに書くので、智仁親王の文字遣いは反映されず、

自由に書いた目録には「伝授」と書いたと言うことであろうか。以後、江戸時代を通じ、「伝授」の字が通用しているようである。後節で取り上げる後桜町天皇においても「授 古今伝授 切紙十八通 智子」(閑一三〇〇六)と切紙の包紙に書かれている。(以下所蔵者を明記しない場合は書陵部本を指し、函号のみで記す)

しかし、この後桜町天皇宸筆切紙十八通のうち、十八通目の端裏には「十八 伝受之次第」とある(口絵写真参照)。これは所謂伝受の血脉図であるので、ここで言う「伝受」が師弟双方のどちらにも属さないものと見てよいであろう。また切紙は一字一句違えずに書くのが当然であるので、「伝受」の方が古態であると考えられよう。実枝筆の切紙(桂宮本古今伝受資料のうち)も、智仁親王御筆の切紙(古今伝受資料<sub>細川藤孝伝</sub>鳥丸光伝等百三點、五〇二一四二四一以下鳥丸家古今伝受資料と称す)も同様に「伝受」とある。また当部の資料ではないが、「古今集の世界」口絵写真に見える「陽明文庫藏天正八年宗哲授江雪受伝授証状」の文中にも「伝受」の文字が見える。また、江戸中期の写ではあるが、東常縁の署名を年齢注記とともに持ち、川平ひとし氏が「常縁段階における古態を示唆しているかもしれない」とされる正親町本「永禄切紙」にも、「伝受畢<sub>東常縁</sub>老翁<sub>在判</sub>慶正六年四月十九日」とある。これも文字遣いを同じく写しているとすれば、常縁が授けた時に「受」を用いていることになる。これらを併せて考えると、ひとまず「伝受」が古い形であるといえよう。

そこで気になるのが、「典籍解題」にあった「相伝」の文言である。前出の智仁親王の目録は、実際には六回作成されたことが、「智仁親王御記」および古今伝受資料を検討された小高道子氏の論文で紹介されている。<sup>(5)</sup>慶長七

年（十六〇）九月十三日の、おそらく最初の目録と思われるものの題（端書）は「古今集相伝之箱二入目録」である。この後、十月五日に幽斎に箱を返却するので、この箱は幽斎所持の箱である。それを「相伝」の箱と呼び、自分の箱は「伝授」の箱と呼ぶ、それは単に智仁親王の文字遣いの癖であるかもしないが、この端書の違いを親王が意図して行つたとすれば、智仁親王がすでに授ける側になつたと意識しての筆と言えはしまいか。すると、先般の「伝授之箱」は古今伝受全体を指しての物言いではなくなるのである。

綿々と続いている當為の名称を資料の多い一人の言説によつて左右するのは問題ではあるが、「相伝」「伝授」「伝受」の三つの用語が区別されているのは粗々見て取れたと思う。よつて以下、本論では古今集を中心に据えた相伝・伝受の總体を、「古今伝受」と記すこととする。

なお、当書陵部の資料名に関して、「伝授」と「伝受」の混在があるのは、当部の調査・整理の準則に拠つてゐる（基本的に内題を採用する）為であることをご了解頂きたい。

## 二 前期御所伝受

後水尾天皇から後西天皇以下に伝受された古今伝受——所謂御所伝受——に関しては、小高道子氏<sup>(6)</sup>・海野圭介氏<sup>(7)</sup>の一連の御論考があり、後水尾天皇およびその歌壇に関しては、鈴木健一氏『近世堂上歌壇の研究』・高梨素子氏、日下幸男氏等の御研究<sup>(8)</sup>がある。中でも、海野氏は、「後水尾院の古今伝授——寛文四年の伝授を中心にして」において、東山御文庫蔵「古今伝受御日記」後西天皇宸筆（勅封六一一一一一一一）や京都大学附属図書館中院文庫蔵

「古今伝受日記」中院通茂筆（中院VI五九）等を用いて、後西天皇が伝受を受けられた際の過程を詳述された。

### （1）後西天皇宛御所伝受

本節では、後水尾天皇から後西天皇、そして靈元天皇への御所伝受前期に関する、聊かの検討を加えることにする。

次章で御所伝受後期の日次と比較する為、あらかじめ前期の中核である、後水尾天皇から弟子への伝受を確認しておきたい。海野氏の御論により、寛文四年（十六四）の後西天皇・通茂らへの伝受の日次をまとめると左のようになる。各の詳細は省略する。

#### 正月十九日 三十首題和歌を用意

早春鶯一社頭祝の題は、寛永（後水尾天皇受）の先例に倣つたもの。

#### 二月 七日 三十首和歌提出

#### 五月 日次勘文

古今伝受（切紙伝受）に相応しい日次が勘申される。

#### 五月十二～十六日 後水尾天皇による古今集講談

後西天皇・中院通茂・烏丸資慶・日野弘資及び道晃法親王・飛鳥井雅章（後者二人は明暦三年に伝受済）が出席。

後水尾天皇が「伝心抄」に基づいて講談したと海野氏の指摘があるほか、「古今集注釈書データベースの作成」<sup>(9)</sup>では「古今集聞書留」日野弘賢自筆（二六五一〇六七）の項に、「兩度聞書を台本とする」との指摘がある。

#### 五月十八日 切紙伝受・誓状提出・御礼言上・進物進上

仙洞弘御所において、切紙伝受あり。後西天皇・資慶・通茂・弘資の順。

#### 「古今伝授之儀」（B六一四四七）に座敷の図。

ここでの切紙は、「一三箇大事」から始まる切紙十八通・六通を指す。

通茂以下三名は同日中に後西天皇宛に、翌日は道晃親王宛に御礼言上あり。

五月十九日 饗宴

以降、不審条々の進上と勅答の往還。

十二月 三部抄・伊勢物語・源氏物語切紙の伝受（通茂・弘資）

寛文五年 正月 古今伝受証明状下さる

女房奉書形式。「後水尾天皇宸翰御消息」（特一一七）ほか。

これにより、古今伝受は終わりとなる。

なお、烏丸家古今伝受資料の「カケ守リノ伝授」包紙に「寛文八年六月七日於法皇御座前奉受之畢 正二位藤原資慶」とあり、懸守の伝受が寛文八年に行われたことが確認される。この懸守の伝受は、桂宮本古今伝受資料には見えず、光広の古今伝受資料とも合致しないので、後水尾天皇のもとで新たに始められたことと考えられる。<sup>(10)</sup>

後水尾天皇の伝受においては、講義と切紙の伝受が核となるのは前段で見

た通りである。中でも、切紙伝受は享受者にとっては頂点となる儀式である。

この切紙伝受については横井氏が『古今伝授の史的研究』で

この切紙の伝授は、切紙に認めたものを授与するのではなくして、認められた切紙の本文を古今集講説の如く講義するものであつたやうである。そしてそれは極秘極大事のことであつたから、勿論聞書することは出来ず、只單に拝聞するのである。そして是等の伝授が終了した後、師より切紙を借り受けて自ら切紙の本文を書写してそれを自分のものとして保存し、次に自分が弟子に授与する時、それを使用したものゝやうである。

と言われるのが通説であり、例示されている智仁親王もまさに、自ら切紙書

写を行つてゐるが、江戸期の古今伝受はこの説に合わない場合が多い。

桂宮本古今伝受資料における切紙十八通・六通は、三光院（三条西実枝）筆のものであり、幽斎から伝受されたもう一人、烏丸光広の古今伝受資料をもとにした烏丸家古今伝受資料の切紙十八通・六通は、智仁親王御筆である。書写して返却する、という行為が切紙伝受に関しては守られていないこと、そして烏丸光広に与えた切紙が自筆でないことから、幽斎の時点では既に切紙に対して判断の揺れがあると言えよう。

時代が下り、後西天皇が靈元天皇に伝受された際はどうであつたか。東山御文庫蔵「後西天皇古今伝授御証明状」（勅封六二一一一一一六）においては、「旧院御相伝宸翰之切紙廿四通於血脈者 加惡判」つまり後水尾天皇宸翰切紙に、血脈に自らを書き入れ相伝を行つた、というのである。

そこで、智仁親王から後水尾天皇に三条西実枝筆切紙が贈られることはなく、後水尾天皇宸翰切紙が後西天皇を通じて靈元天皇に伝領された事、これをどう考えるべきであろうか。

海野氏は、後西天皇宸筆『伝心抄』を巡つて、

伝授における行儀の一階梯として伝授者の所持する資料を借り受けて転写すると説明されるのが通例であるが、（中略）後水尾院より後西院へとというような直系への伝授に際しては、伝授者からの伝領を伴うものであつても何ら不思議はない。また伝授者である後水尾院ではなく、八条宮穏仁親王の所持する本を借り受け転写がなされたのは如何なる事情によるものであつたのだろうか

という自らの疑問に

・万治四年の大火灾で後水尾天皇所持本が消滅していたであろうこと。

・八条宮所持本は、御所伝授に伴い伝領されていったわけではないようであること。

と解を出されている。

海野氏のこの解は綿密な検討の上にあり、「伝心抄」の書写の動機としては妥当であると言えよう。しかし、この後西天皇から靈元天皇への伝受、そして桂宮本古今伝受資料との関連は再検討する必要があると思われる。

### (2) 桂宮の古今伝受

桂宮（当時は八条宮、後に京極宮であるが便宜上、桂宮の呼称を用いる）においては、いかがであつたか。

智仁親王が後水尾天皇に伝受をした寛永二年（一六三五）には、二代智忠親王は七歳であった。当然、智仁親王としては重宝である実枝筆切紙等は、智忠親王に伝受する予定であつたろうし、後水尾天皇もそれを了承していたのであろう。智忠親王は十一歳にして父宮を喪つた為、直接古今伝受を受けることは叶わなかつたが、後水尾天皇による和歌添削を受け（「智忠親王詠草後水尾院御添削」桂一九）、所謂「万治御点」の出席者でもあつた。寛文二年（一六三二）の薨去がなければ、後水尾天皇から古今伝受を受けられた筈である。

智忠親王が寛文二年に薨じた後、宮家は後水尾天皇皇子・穏仁親王に繼承されたが、寛文五年に薨去、四代長仁親王（後西天皇皇子）・五代尚仁親王（後西天皇皇子）とも二十代前半で薨去、と古今伝受の年齢に達しない状態が続いていた。第八代の家仁親王御筆「古今和歌御伝授由緒之留」（桂一一〇五）には桂宮の古今伝受の家にまつわる事柄が書き留められている。以下に一部を引用する。<sup>(12)</sup>

一、右御伝授の節、當日につられ候神俱一式以下いしのこらず當家へおさめらる。

①は天和三年（一六八三）四月十六日の伝受を指す。②の尚仁親王は當時十四才で、靈元天皇が和歌の添削を行つていたことが確認できる。③後西天皇は、桂宮が和歌の家であると捉えられていた。④けん題は、三十首題和歌のことであろう。桂宮本古今伝受資料中の封紙に天和三年八月一二日後西天皇花押のものがあり、それと対応する事例である。⑤和歌の家に対する奉納のよう

な行為か。但し書陵部では、瓶子以下云々に相当するものは所蔵していない。後代の家仁親王の文章であり、自身の古今伝受の沙汰を願い出る為の留書と思われるが、史実とのすれば存すると思われるが、桂宮としては、古今伝受の本来の流れは桂宮にあり、「返し伝受」の約束をしていたことになる。但し、家仁親王は、六十歳を過ぎて三部抄伝受がようやく終わり、灌頂の伝受に至れず、以降も和歌の家の再興は出来なかつた。

### (3) 靈元天皇宛伝受

寛文四年は、既に靈元天皇（十一歳）の治世である。後西天皇は、周知の如く花町宮（後の有栖川宮）を正仁親王から繼承し、後光明天皇崩御の後（後光明天皇猶子となつた）靈元天皇への中継ぎであった。靈元天皇が古今

一、後西院より靈元院へ御伝授のとき、後西院の皇子彈正尹尚仁親王（3）王相智仁親王より五代いまだ十五才にもみたざるゆへ家がらを思召尚仁成人のうへは和哥の家ゆへ行する必靈元院より御伝授あるべきよし勅勸あり。

一、靈元院御伝受のせつ、幽斎より智仁伝じゆの節のけん題聞し及ばれ御覽写され候よし、いまだ当家にあり、写は定て御所にあるべし。

伝受を受けられる年齢に達するには、二十年近くを待たなければならない。

後水尾天皇（当時六十九歳）が直接授けられる可能性は殆ど無い。しかし前年の寛文二年には当時十歳の識仁親王（靈元天皇）の和歌御会始出詠が確認されている。その後の盛んな和歌活動に関しては鈴木健一氏前掲書に詳しい。されば後水尾天皇が靈元天皇に期待をかけるのは当然のことであろう。実際、後水尾天皇が八十五歳の長寿を得た為に、延宝二年（一六七四）に三部抄・伊勢物語伝受までは靈元天皇に授ける（弘資卿記　五月十九日条）ことが可能になつたのである。

また、御所伝受の一階梯として、後期御所伝受に組み込まれた手仁遠波伝受の切紙の識語には

以後水尾院宸筆書之

右以

靈元院宸筆書之授申

中務卿宮訖

光榮　」（手仁遠波伝受切紙職仁親王伝  
典仁親王受　閑一三〇〇九）

とあり、靈元天皇には手仁遠波伝受も授けられていたことがわかる。またこの手仁遠波伝受に関しては、このような言説がある。

後水尾院朱鳥九より資慶卿に御伝のとき、御くちづから委細に御つたへなり、その後、靈元院へ御伝の時、宸翰にて切帯にあそばされて被進之、靈元院より幸仁親王・光雄卿等に御伝の時、右の宸翰を写されて拝見仰付られ各写留らる、此時より手爾葉伝受儀弥嚴重に御沙汰あり、その後、又實陰卿に御伝あり如右此時實陰公、一人也、その後又公福卿・光榮に御伝あり、この時宸翰を染られて下賜之上、委細条々御口伝あり、

この文章を載せる「天仁葉伝受之儀切紙細註」（鷹一一八四）は「天明六年

四月廿六日　権中納言光祖謹書」とする元奥書と「此一冊地内巾三寸七分縦

五寸六分八行本又表書日野中納言光政卿伝來之旨已七月月中旬許借令一見処

兩上皇　勅請委書記道之規則秘本仍老眼以秃筆新写秘底納畢／安政四年丁巳初秋下念六成功／前関白太政大臣准三宮政通六十才御判」の書写奥書を有する江戸末期の写本である（書陵部鷹司本のうちに、当該本の親本である政通筆本は見当らない）。烏丸光祖は後桜町天皇から手仁遠波伝受を天明四年十二月十日に受けており、それに伴い家伝の手仁遠波伝受を謹書したものと見られる。写本としては時代が下るが、光榮—光胤—光祖—資董—光政と繋がる烏丸家の家伝を鷹司政通が写したのであるから、相応の信頼はおけるであろう。

この言説から読み取ることをまとめると

- ・手仁遠波は後西天皇宛伝受においては口授であったこと。
- ・後水尾天皇から靈元天皇に手仁遠波の伝受があり、その際には宸筆切紙を以て伝受が行われたこと。
- ・靈元天皇から幸仁親王等への伝受の際には、靈元天皇宸筆切紙を各自書写したこと。

なお、口絵写真「伝受之次第」によれば靈元天皇の後は武者小路實陰で、烏丸光榮は別の系統になる。前述の手仁遠波伝受識語とそれが生じるが、最終的な灌頂伝受での系統によるので、このようないふる起こりうる。

この手仁遠波伝受の行われた時期であるが、手仁遠波が和歌詠作の実践の

上で重要な事柄なので、三部抄や伊勢物語より早い時期に行つたものと推測できる。後水尾天皇から靈元天皇への伝受は始まっており、後西天皇から靈元天皇への伝受に後水尾天皇宸筆切紙を用いたことは、それを完成させたことになるのであろう。

#### (4) 前期御所伝受

以上、前期御所伝受の変化を見た。まず、古今伝受資料の伝領の問題に関しては、

#### ①切紙伝受（切紙十八通・六通を伝える伝受をこう呼んでおく）において、

#### 三 後期御所伝受

三条西実枝筆切紙が後水尾天皇へ伝領されなかつたのは、桂宮二代智忠親王への伝受が予定されていた為であり、智仁親王の意向を汲んで、後水尾

天皇も智忠親王に伝受を行う予定であつた。その後も、「返し伝受」が行われる可能性はあつたが、当主の早世によつて行われなかつた。

②靈元天皇には手仁遠波・三部抄・伊勢物語の伝受が後水尾天皇から行われ、最終的な古今伝受は後西天皇から授けられた。しかし後水尾天皇宸筆切紙が相伝されたのは、後水尾天皇の伝受であるという意識が強かつたのではなかくと思われること。

が挙げられよう。

また日次を挙げた後西天皇の古今伝受の階梯と、靈元天皇の場合を比較してみると、

後西天皇 三十首和歌→古今集講談→古今伝受→三部抄・伊勢物語・源氏

物語→古今伝受証明状→懸守伝受

靈元天皇 手仁遠波・三部抄・伊勢物語→三十首和歌→古今集講談→古今去。明和二年に職仁親王より手仁遠波伝受を受けた父・典仁親王より和歌

伝受→古今伝受証明状

となる。注意しなくてはいけないのは、文書等によつて確認できるのがこの過程であつて、これ以外の階梯を踏んでいないという訳ではない（後西天皇にも手仁遠波の口授があつた筈である）。しかし、後章で挙げる後期御所伝受と重ね合わせると、靈元天皇宛古今伝受は、後期御所伝受と重なるのである。後水尾天皇一代の間に、御所伝受は大きな変革（以後二百年分に相当する）をしたことになる。

#### （1）入門から伊勢物語伝受

口絵写真に挙げた「伝受之次第」は後桜町天皇の宸筆である。後桜町天皇は在位中の明和四年（一七六七）九月に有栖川宮職仁親王より一事伝受を受け、以降、文化十年の崩御まで五十年近く御所伝受の中心的存在であつた。後期の御所伝受の事例は、後桜町天皇の関与するものを選択するのが妥当と考える。

昨年整理公開した閑院宮旧蔵古今伝受関係資料には、典仁親王・美仁親王の切紙等があり、今回はもつとも資料の揃つた閑院宮第三代美仁親王の伝受を題材に、紹介しながら考察を加えたい。

明和六年五月十五日 有栖川宮職仁親王に入門（美仁親王 十三歳）

【職仁親王行実】附 歌道入門者一覽表による。但し、当年職仁親王薨

の指導を受ける。

### 天明三年五月二十四日 手仁遠波伝受（二十七歳）

典仁親王から伝受。「手仁遠波伝受切紙<sub>典仁親王受</sub>」一通（閑一三〇一〇）が相当。包紙ウハ書に「授彈正宮 手仁遠波切替」とあり、内容は「哉ト留ラテハ不叶様ナル哥ヲ哉ト留タルヨキ也」から始まる「哉トマリノ事」と「ツ、トマリハ一首ノ内辛劳苦勞シタル体ヲ云」から始まる「津々留之事」で構成される続紙（三枚）で、前述の後水尾天皇からの識語があり、「右以有栖川故中務卿宮真筆／書之授彈正尹宮／典仁」と結ばれている。包紙ウハ書・切紙ともに典仁親王御筆。

また、閑院本未整理書籍の中で、明白に手仁遠波伝受の関係資料と位置づけられるものは見つかってはいないが、少なくとも伝受の際に箱に入れて貸与されるものがあったようである。「有栖川宮日記」（有栖一五〇八〇）宝暦十年八月十二日条によれば、「一 武者小路三位殿御病氣御大切ニ被及候ニ付、天仁遠波御伝授之箱御返上ニ付、三条西大納言殿御持參」と、同年五月三日に手仁遠波伝受を受けた武者小路実岳が危篤であるとの理由で三条西実称によって伝受箱の返還を行つた旨が書かれている。

なお、手仁遠波伝受を受け、師の許可（もしくは勅許）を受けると、後進の和歌添削が行える。「有栖川宮日記」明和二年十月二十四日条には典仁親

王が職仁親王の許可を得、門弟をわけられた件がある。同伝受の後、師範となれるのは、手仁遠波伝受が歌道伝受の階梯として確立し、これを受けることの意義が明確になつた為と言えよう。また、師範の資格として伝受を受けただけでなく許可を要するのは、妄りに和歌の師弟関係を結ぶことを制止した禁制（頼言卿記 明和二年九月十六日条等）と関係すると思われる。

### 寛政五年十一月十九日 三部抄伝受（三十七歳）

典仁親王から伝受。「三部抄伝受切紙<sub>典仁親王受</sub>」四通（閑一三〇〇八）が相当。包紙ウハ書に「授彈正尹宮 三部抄切紙 典仁」とあり、内容は「心ハ新 詞旧」、一「きりぐす鳴や霜夜の歌」、三「三十六人集之内殊上手」、四「前和歌得業生柿本貫躬」の切紙。包紙ウハ書・切紙とも典仁親王御筆。

なお、日野家旧蔵「三部抄切紙」（日一四四）は包紙に典仁親王御筆で「三部抄切紙 典仁」とあるが中身は所謂懸守神号である。そして同じ日野本の「古今伝授誓紙等」（二六五一一五五）中に筆者不明として典仁親王御筆三部抄切紙が綴じ込まれている（「古今伝授誓紙等」は当部で製冊したものではあるが、三部抄切紙と神号が日野家で入れ替わったと考えられるので、現状のままでする）。この典仁親王御筆切紙が日野家にあるところから見ても、直系の伝領でない場合にも「切紙類は写して返す」という考え方が既に無いことが見て取れよう。また、京都大学附属図書館中院文庫にも後桜町天皇宸筆切紙が蔵されている（中院VI一〇六等）ので、この時期の御所伝受には一般的なことと考えられる。前述実陰の手仁遠波伝受箱返却の一件と併せて考えると、箱には、切紙以外の資料があつたのか、当人が死去した場合にその家にあつて開見されるのを懼れてのことか、不明である。後者であろうか。

### 寛政八年九月十六日 伊勢物語伝受（四十歳）

寛政六年に典仁親王が薨じた為、後桜町天皇からの伝受となつた。「伊勢物語伝受切紙後桜町天皇伝」一通（閑一三〇一二）が相当か。包紙ウハ書には「授 伊勢物語切替」。切紙は「一号伊勢之事（中略）永正十六年五月十

ほかに、「後桜町天皇宸翰御書状美仁親王宛伊勢物語伝受之事」一通（閑一三〇一七）がある。懷紙を二つ折りにしたもの（口絵写真参照）。伝受の日限についての書状で、「烏丸いづれ下じゆん」とあるのは、烏丸光祖宛三部抄伝受の為（九月二十二日に実行）。また、東山御文庫には、「閑院宮美仁親王古今伝授伊勢物語御誓状」（勅封六四一九一四一三）が蔵されている。<sup>(12)</sup>

（2）灌頂から一事伝受

寛政九年九月五日 灌頂三十首和歌（四十一歳）

九月二十五日に後桜町天皇から古今伝受を受けるに当たつての課題では①灌頂三十首題②灌頂三十首下書③灌頂三十首から成立している。

①は包紙ウハ書「寛政九年九月廿五日／灌頂三十首題震翰／九月八日賜題」とあり、本紙は懷紙折紙一枚、宸筆で「三十首／早春鶯」以下後水尾天皇が智仁親王から受けた題と同じ組題が並ぶ。

②は紙縫仮綴の横本で、素表紙に打付書で「寛政九年九月十五日／古今集御伝授前／三十首／同五日拝領」とあり、三十題にそれぞれ二～三首書かれている（写真参照）。

③は一巻で（軸等無）②の清書である。各題二首ずつ書かれ、各題一首ずつに圈点が打たれている。

題・詠草下書・清書と三点揃っているのは、書陵部ではこの一組のみである。なお、九月五日と八日と賜題の日が分かれているが、「仙洞上皇御所詰所日記」（F一〇一四二）寛政九年九月五日条に「勅定題被申達ス」とあるので、五日が正しい。

寛政九年九月二十五日 切紙伝受

【後桜町古今伝受切紙六通】二十四通（閑一三〇〇五）が相当するか。後桜

町天皇宸筆切紙である。同日辰刻に有栖川宮織仁親王、未刻に美仁親王へ伝受があつた。この時の誓状が東山御文庫（勅封六四一九一三一三）に収められている。<sup>(14)</sup>

寛政九年十月四日 灌頂後当座歌会

「光格天皇宸翰御詠草並御書状美仁親王宛」二通（閑一三〇一六）がこの時の資料となる。懷紙豎紙の宸筆詠草一通（写真参照）と、折紙の添状宸翰一通である。詠草を以下に翻字する。

弾正尹のみこ、父みこの令跡をつがれて道の灌頂を遂らるゝの

後、家に寄松祝言といふ題を人々よみ侍るをきゝて

たのもしないやつぎ／＼にみどりそふ松の言葉の宿のさかへは添状により十月四日の書状と判明する。切紙十八通・六通の伝受が灌頂と称すことを明記している文章は少なく、これは自らも切紙伝受を終えたばかりの（寛政九年九月十五日）人物の言として有効である。

寛政十年五月二十五日 一事伝受

「古今伝受懸守袋並神号後桜町天皇伝」一通（閑一三〇一三）が相当するか。

これは、懸守袋（写真参照）・指図（製法見本）のほかに

正一通

伊勢太神宮

住吉明神

玉津嶋明神

柿本朝臣

紀貫之

女内侍

直一通

伊勢太神宮

住吉明神

玉津鳴明神

柿本朝臣

紀貫之

女内侍

と書かれた紙（神号）とこの紙の字配りの見本（「・・・」等及び「紙長

同横両様」と書かれている）が収められている。おそらく守袋の中身である

これらは、東山御文庫藏「古今伝授懸守袋用紐及針」（勅封六六一一二）

等を収めた文匣にある附札（同六六一一二）によれば「古今御でんじゆ

まへ御こしらへ御入用の物入」「一事御伝じゆに御入用の御ふくろの御かた  
そのほか万事御入用の御品御かた入」と、灌頂伝受の前に作り、一事伝受に  
用いるところある。鳥丸家古今伝受資料の「カケ守リノ伝授」にあるこの儀式が  
一連の古今伝受の最後になるのである。

「正直」は『兩度聞書』の古今題注にある「正直の二字を古今にあて、い

へり。正は自性の心也（中略）然ば此集は正直を姿とせり」<sup>(15)</sup>に拠ろう。古今  
集注釈書の持つ、神道の影響がここに反映されているとも言える。

ところで伊勢神宮と住吉・玉津島の両和歌神、人麿・貫之までは懸守に入  
れるに相応しい名が並んでいるが、最後の「女内侍」は誰を指しているのか。  
伝受資料の中から相応する人物を捜すならば、紀貫之の娘であろう。切紙十  
八通「伝受之次第」にいうところの「助内侍」である。古今集の伝来とも大

きく関わる人物である。

この一事伝受は神号・懸守以外に関連資料が見出せない。口授中心であつ  
たのだろうと推測される。

以上、美仁親王の古今伝受を、資料を通じて見てきた。ここには挙げなか  
つたが、各伝受の際に（伊勢物語伝受同様）誓状を提出し、伝受が済めば仙  
洞（後桜町天皇）および御所に御礼をしていたようであり、仙洞や御所から  
御祝もあつたようである。御礼や御祝に関しての具体例は「有栖川宮日記」  
に詳しいが、本稿では触れない。

おわりに

上述の如く、書陵部蔵資料を通して御所伝受を論じてきた。後期御所伝受  
の形であろうと思われた後桜町天皇を中心とする伝受の基本は、既に靈元天  
皇が伝受を受けることには成立していたことを改めて確認した。また、後期  
御所伝受の日次等を新資料を用い具体的に検討したことは、今後の研究にも  
有用であろう。

しかし、古今伝受の裾野は広く、古今歌学は深く、御所伝受を受けた歌人  
達にとつても、切紙にあらわれたことはごく表層に過ぎない。実際彼らが手  
にしていた歌学がいかなるものか、講談・口授を含め考えていただきたい。

注

- (1) 横井金男氏著『古今伝授の史的研究』(昭和五十五年 臨川書店)、引用の際には常用字体に改めた。
- (2) 横井金男氏・新井栄蔵氏編『古今集の世界 伝授と享受』(昭和六十一年 世界思想社)。
- (3) 宮内序書陵部編『図書叢典籍解題 続文学編』(昭和二十五年 蔦徳社)
- (4) 川平ひとし氏「資料紹介 正親町家本『永禄切紙』—藤沢における古今伝授関係資料について」(跡見学園女子大学紀要 二十五 平成四年三月) 但し、東京大学史料編纂所蔵の当該文書は、「老」の字が同筆によつて補われた形であり、筆写の精度に若干の疑問が存するか。
- (5) 小高道子氏「古今集伝受後の智仁親王(5) — 目録の作成をめぐつて」  
(梅花短期大学研究紀要 三十七 平成元年三月)
- (6) 小高道子氏「細川幽斎の古今伝受—智仁親王への相伝をめぐつて—」(国語と国文学 五十七—八 昭和五十五年八月)・「二つの返し伝受—古今伝受後の細川幽斎—」(梅花短大国語国文 一 平成元年七月)・「御所伝受の成立と展開」(『近世堂上和歌論集』明治書院 平成元年) 等
- (7) 海野圭介氏「後水尾院の古今伝授—寛文四年の伝授を中心に—」(講座平安文学論究 第十五輯 風間書房 平成十三年)・「東山御文庫蔵『古今集相傳之箱入目録』・同『追加』考—古今伝受後の後西院による目録の作成をめぐつて—」(古代中世文学論考 第六集 新典社 平成十三年) 等
- (8) 鈴木健一氏「近世堂上歌壇の研究」(汲古書院 平成八年)・高梨素子氏編『烏丸資慶資料集』(古典文庫 平成八年)・日下幸男氏「近世古今伝授史の研究 地下篇」(新典社 平成十年)
- (9) 川上新一郎氏研究代表「古今集注釈書データベースの作成」(慶應義塾大學附属研究所斯道文庫 平成十四年)
- (10) 小高道子氏「烏丸光広の古今伝授」(近世文学俯瞰)汲古書院 平成九年 参照。

(11)

上野洋三氏編『万治御点 校本と索引』(和泉書院 平成十二年)

(12)

各々翻刻には常用字体を用い、句読点・清濁を私に付した。

(13)

「元」の字モト「閔」カを見消にて訂す。

(14)

「職仁親王行実」(高松宮藏版 昭和十三年)

(15)

「東山御文庫御物—皇室の至宝」(毎日新聞社 平成十一年)に掲載。解題を有す。

(16)

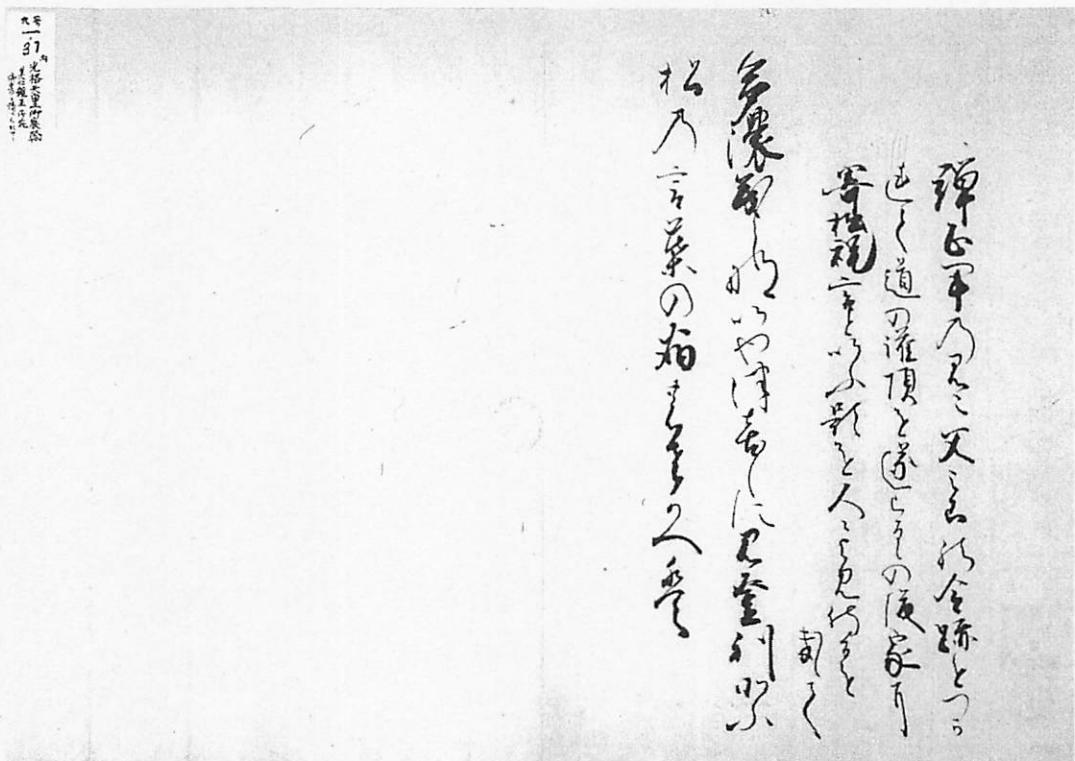
注(15)に同じ。

(17)

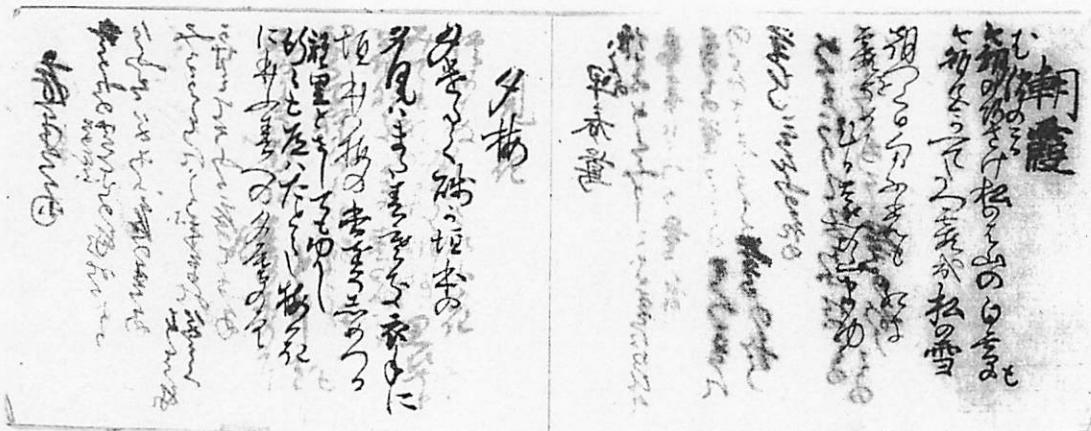
本文は片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題』第三巻(赤尾照文堂 昭和五十六年)によつた。

表：書陵部藏古今伝受関連資料

書名	小項目・注記	附・一名	筆者	田巣	頁数	函	号
古今伝受資料	智仁親王伝受/慶長五一寛永四		原本	桂宮	112	502	420
常緑口伝和歌	東常緑		江戸写	桂宮	1	F4	17
古今集御伝授	延享元 聰仁親王宛 乌丸光栄		写	桂宮	1	F4	56
職仁親王手手速波佐三部抄相伝切紙	家仁親王宛		御筆 明和二十四	桂宮	5	桂	1057
古今和歌御伝授山諸之留	宝曇		家仁親王御筆	桂宮	1	桂	1105
古今伊勢説曲伝授諸書	家仁親王宛		公仁親王妃寿子御筆	桂宮	1		1424
古今和歌集灌頂口伝	上中下		写	伏見宮	1	伏	75
古今伝受拔書	三木三鳥事		江戸写	伏見宮	1	伏	102
後桜町天皇伝 古今伝受切紙	十八通/六通		後桜町天皇宸筆	閑院宮	24	闇	3005
後桜町天皇伝 古今伝受切紙	十八通/六通		後桜町天皇宸筆	閑院宮	24	闇	3006
古今伝受懸守袋並神号	後桜町天皇伝		後桜町天皇宸筆	閑院宮	1	闇	3007
三部抄伝受切紙	典仁親王伝/美仁親王受		典仁天皇御筆	閑院宮	4	闇	3008
手仁速波伝受切紙	職仁親王伝/典仁親王受		職仁親王御筆	閑院宮	1	闇	3009
手仁速波伝受切紙	典仁親王伝/美仁親王受		典仁親王御筆	閑院宮	1	闇	3010
三部抄伝受切紙	職仁親王伝/典仁親王受		職仁親王御筆	閑院宮	4	闇	3011
伊勢物語伝受切紙	後桜町天皇伝		後桜町天皇宸筆	閑院宮	1	闇	3012
古今伝受懸守袋並神号	後桜町天皇伝		後桜町天皇宸筆	閑院宮	1	闇	3013
伊勢物語伝受切紙	後桜町天皇伝		後桜町天皇宸筆	閑院宮	1	闇	3014
古今伝受灌頂三十首	美仁親王詠		美仁親王御筆	閑院宮	3	闇	3015
光格天皇宸翰御詠草並御書状	美仁親王宛		光格天皇宸筆	閑院宮	2	闇	3016
後桜町天皇宸翰御書状	美仁親王宛/伊勢物語伝受事		後桜町天皇宸筆	閑院宮	1	闇	3017
古今伝授晉紙等			日野弘賢等写	日野	1	265	1155
古今伝授之儀	寛文四 後西天皇伝受		日野弘賢自筆	日野	1	B6	447
後水尾天皇宸翰御消息	日野大納言宛 古今伝受		宸筆	日野	1	特	17
歌道入門晉状案	九条家伝入木道関係文書 のうち		九条尚忠自筆	九条	1	九	1048
和歌伝受書稿			九条種直自筆	九条	1	九	480
古今三箇の大事			宝曇一写 齋原孝輔	谷森	1	谷	254
古今集御伝授の抜書	寛政九		写	庭田	1	264	462
古今伝授切紙口伝条々			江戸写	庭田	1	264	511
和歌精古題	安政五 聰仁親王	附 聰仁親王消息	安政五御筆	庭田	2	庭	8
古今清濁口訣	細川藤孝	附 古今句相伝聞書(亮孝伝)	写	松岡	2	206	718
声句相伝聞書	亮孝伝 発惠		写	鷹司	1	266	76
古今和歌集灌頂口伝			江戸写	鷹司	1	266	89
古今切紙口伝			伝藤原家房等写	鷹司	1	266	192
古今内外口伝拉切紙口伝			江戸写	鷹司	1	266	199
古今秘事			写	鷹司	1	266	243
古今伝授秘歌之注			江戸写	鷹司	2	266	305
古今内伝受切紙口訣			文化九写 安見宗隆	鷹司	1	266	305
伝授五巻書	恵藤一雄		写	鷹司	1	266	320
伝授一流之書集			江戸写	鷹司	1	266	322
古今二字相伝	亮惠		写	鷹司	1	266	325
古今口伝聞書		附 伊勢物語口伝次第 天地神明	鷹司政通写	鷹司	1	266	352
古今秘伝			江戸写	鷹司	1	266	384
古今和歌灌頂巻			江戸写	鷹司	1	266	392
古今和歌集大事秘密口伝抄			写	鷹司	1	266	417
古今清濁同口訣			安政三写	鷹司	1	266	426
古今和歌集秘事			享保三写 三好長堅	鷹司	1	266	442
和歌秘伝条々			安政三写 鷹司政通	鷹司	1	鹰	129
古今秘伝	二条家		写	鷹司	1	鹰	250
<小笠原流>古今伝授切紙		合撰 深氏詞抜書 かなつかひ	写	鷹司	1	鹰	258
和歌慣見秘抄	藤原基俊伝	附 三島草四木之伝授	写	鷹司	1	鹰	259
天仁葉伝受之儀	切紙細註 乌丸光栄		写	鷹司	1	鹰	284
古今天祖独朗之巻	東常緑		文化九写 安見宗隆	鷹司	1	鹰	330
古今和歌集口伝	松永貞徳		写	鷹司	1	鹰	374
古今伝授切紙口伝	宗紙		宝曇六写	鷹司	1	鹰	377
古今秘伝集	東常緑		写	鷹司	12	鹰	380
古今和歌灌頂巻			写	鷹司	1	鹰	395
古今和歌切紙口訣			安政四写 鷹司政通	鷹司	1	鹰	416
古今相伝密勘抄			写	鷹司	1	鹰	468
古今伝授			嘉永四写	鷹司	1	鹰	482
古今和歌集伝授切紙			文化九写 安見宗隆	鷹司	1	鹰	492
和歌淮頂相伝切紙		合撰 王伝	安政元写 加茂朗子 藤富子	鷹司	1	鹰	503
古今集三鳥三木		写	御歌所	1	210	656	
古今和歌集伝授	人数 切紙 次第 血脈		写	御歌所	1	210	694
古今切紙		合撰 伊勢物語切紙	正徳三写 北條氏朝	御歌所	1	210	696
古今相伝密勘抄		一名 古今和歌集灌頂巻	江戸写	御歌所	1	210	708
古今和歌集切紙伝受			江戸写	御歌所	2	501	445
古今伝受資料(有矢)	元禄一丘 正徳三 平間長雅 藤富子等		原本	御歌所	27	B6	735
古今集切紙口伝			江戸写		1	152	412
古今三鳥秘伝			文政十 溝口政視写		1	154	614
古今伝受切紙写	十八通 六通		江戸写		1	154	617
古今秘伝	秘中曲文抄 古今伝授秘事奥之事		写		1	155	208
古今切紙伝	小笠原長時		文化三写		1	501	444
古今伝授資料	細川藤孝伝 乌丸光広受等		細川藤孝 聰仁親王御筆等		103	502	424
古今秘伝集	荷田東齋相伝		原本		35	512	117
古今伝受資料	詠歌大本五字之大事	一名 和歌伝授五字之大事	平間長雅筆		1	B6	562
古今伝受資料	古今集十八通切紙口訣	一名 古今十八切紙縮巻	延宝九写 平間長雅		1	B6	563



『光格天皇宸翰御詠草並御書状美仁親王宛』(閑-3016) 2通のうち



『古今伝受灌頂三十首美仁親王詠』(閑-3015) 3点のうち古今伝受灌頂三十首稿 (美仁親王御筆)



『古今伝受懸守袋並神号後桜町天皇』  
(閑-3007) 1通 附：懸守袋